

【広島高等裁判所平成29年（行ケ）第1号 選挙無効請求事件】

判 決 要 旨

1 事案の概要

本件は、平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、小選挙区である広島県第1区ないし第7区及び山口県第1区ないし第4区の各選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して、公職選挙法204条に基づき、それぞれ広島県選挙管理委員会又は山口県選挙管理委員会を被告として提起した選挙無効訴訟である。

2 結論（主文）

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

3 理由の要旨

- (1) 代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方、国政における安定の要請も考慮しながら、それぞれの国において、その国の具体的な事情に即して具体的に決定されるべきものである。このことからすれば、衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際し、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているとはいえ、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されており、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画等を基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况等の諸要素を考慮しつつ、国政遂

行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められている。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、全国民の代表という基本的な要請や法の下での平等などの憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めて憲法に違反することになると解すべきである。

(2) 原告らは、憲法56条2項、1条、前文第1文によれば、1人1票の投票価値の平等は、憲法上の厳格な要求であるから、本件選挙区割りには、上記平等に反すると主張する。しかし、憲法が、投票価値の平等（人口比例選挙）を絶対の基準として要求し、これ以外の理由による上記平等に対する制限を容認していないと解することはできない。また、憲法56条2項は、国会における表決の方法を定めた条文であり、その解釈により、原告らの主張に係る投票価値の平等の要求を導くことはできない。原告らの上記主張は採用することができない。

(3) 原告らは、投票価値の平等の要求に反する1人別枠方式が、本件選挙区割りのうち、12都県の選挙区割りにおいて維持されており、同各選挙区割りには違憲状態の瑕疵があるところ、各選挙区の有機的一体性からして、全選挙区が違憲状態の瑕疵を有することになると主張する。

本件選挙区割りは、平成28年及び平成29年の各改正法（平成28年法律第49号、平成29年法律第58号）により、アダムズ方式を採用し、小選挙区の定数を0増6減とし、平成27年簡易国勢調査の結果による日本国民の人口及び平成32年の見込人口において、選挙区間の議員1人当たりの人口の最大較差が2倍未満となるように定められたものである。

確かに、上記各改正法において、議員1人当たりの人口の最も少ない都道府県から順に6県を定数6減の対象とするにとどまり、アダムズ方式の全面的な適用は平成32年国勢調査に基づく定数配分から行うこととされたため、アダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる県のうち、上記6県を除くその余の都県については、上記計算に基づく定数の再配分がされていない。よって、再配分が行われるべき都県においては、1人別枠方式による旧区画基準に基づく議員定数が維持されており、1人別枠方式が完全に廃止されたとはいえないという意味で、不十分な点を残したものであったことは否定することができない。

しかしながら、平成28年改正法により、本件選挙までの間に、平成32年からではあるものの、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、アダムズ方式により選挙区の数を配分して選挙区間の議員1人当たりの人口の最大較差が2倍以上とならないようにすることとし、かつ、その中間年に行われる平成37年以降の簡易国勢調査の結果に基づく上記較差が2倍以上になったときは、衆議院議員選挙区画定審議会が較差2倍未満を達成するための措置を講ずることとされたことにより、平成25年及び平成27年の各大法廷判決が指摘するような、1人別枠方式を要因として較差が2倍以上の選挙区が生じるという構造的な問題点は、解決されているといえることができる。また、本件選挙区割りとは、平成28年改正法の附則を受けて平成29年改正法により改定されたものであり、平成32年国勢調査が行われるまでの措置として、平成27年簡易国勢調査に基づく選挙区間の最大較差を2倍未満とするのみならず、平成32年見込人口に基づく選挙区間の最大較差も2倍未満とするため、19都道府県の9.7選挙区で選挙区割りを改定したものであり、実際に、本件選挙の選挙当日においても、本件選挙区割りによる選挙区間の議員1人当たりの人口の最大較差は2倍未満であったものである。もとより、投票価値の較差の是正に向けて選挙制度を漸次的に整備して

いくことも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているところ、上記のとおり選挙区間の最大較差を2倍未満とすることを実現させつつ、平成32年国勢調査の結果による選挙区割りの改定が行われるまでの過渡的な措置として、平成28年及び平成29年の各改正法におけるような方法を採用することも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているものと解される。

そうすると、本件選挙区割りについて上記のような不十分な点があったとしても、そのことをもって、本件選挙区割りが国会の裁量権の限界を超えているとは認めることができず、原告らの上記主張は採用することができない。

(4) 以上のとおりであるから、本件選挙の当時において、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということとはできない。